

初級 ビジネスコンプライアンス 改訂内容のご案内

本書は、2026年1月1日時点で施行されている法令に基づき、『初級 ビジネスコンプライアンス(第3版第3刷発行日:2025年7月29日)』の記載内容のうち、変更になった箇所があります。詳しくは、以下の＜改訂内容対応表＞にまとめたので、第3刷をご利用のお客様におかれましては、内容を読み替えてご参照ください。

＜改訂内容対応表＞

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
p. 7 目次 第2部第5章 3	<u>プロバイダ責任制限法</u>	<u>情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制限法)</u>
p.43 12行目	まず、刑法に規定されている刑罰は、死刑・ <u>懲役・禁錮</u> ・罰金・拘留・科料の <u>6種類</u> です(刑法9条)。 この <u>6つ</u> は、死刑(生命刑)を除き、「自由刑」(人の身体の自由を奪う刑)と「財産刑」(財産を奪う刑)に分けられます。	まず、刑法に規定されている刑罰は、死刑・ <u>拘禁刑</u> ・罰金・拘留・科料の <u>5種類</u> です(刑法9条)。 この <u>5つ</u> は、死刑(生命刑)を除き、「自由刑」(人の身体の自由を奪う刑)と「財産刑」(財産を奪う刑)に分けられます。
p.43 21行目	①懲役……… <u>刑事施設で労役に服させる刑</u> ②禁錮……… <u>刑事施設に収監するが労役には服させない刑</u>	①拘禁刑……… <u>無期及び有期(1月以上20年以下)の期間、刑事施設に拘置する刑</u>
p.44 1行目	③拘留………1日以上30日未満の期間、 <u>刑事施設に拘置する刑</u>	②拘留………1日以上30日未満の期間、 <u>刑事施設に拘置する刑</u>
p.63 13行目	さらに、独占禁止法で禁止される優越的地位の濫用は、 <u>下請取引</u> において頻繁に起こるため、独占禁止法の補完法として、 <u>下請事業者に対する親事業者の不当な扱いを規制する「下請法」</u> が制定されています。	さらに、独占禁止法で禁止される優越的地位の濫用は、取引において頻繁に起こるため、独占禁止法の補完法として、 <u>中小受託事業者に対する委託事業者の不当な扱いを規制する「取適法(旧下請法)」</u> が制定されています。
p.64 10行目	また、インターネット上で権利侵害があった場合にプロバイダが負う損害賠償責任の範囲と被害者による情報開示請求権を定めたのが「 <u>プロバイダ責任制限法</u> 」です。	また、インターネット上で権利侵害があった場合にプロバイダが負う損害賠償責任の範囲と被害者による情報開示請求権を定めたのが「 <u>情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制限法)</u> 」です。
p.101 14行目	なお、優越的地位濫用の禁止とは、取引関係上優越的な地位にある事業者が取引相手に対して不当な要求を迫ることが問題にされていますが、これが <u>下請取引</u> (建設業を除く)にかかわる場合には、 <u>下請法</u> (正式名称を「 <u>下請代金支払遅延等防止法</u> 」といいます)が適用されることになります。 <u>下請法</u> の対象となる取引は、事業者の資本金規模と取引の内容で定義され、例えば物品の製造委託で、資本金3億円超の企業(<u>親事業者</u>)が、資本金3億円以下の企業(<u>下請事業者</u>)に委託した場合などが、 <u>下請法</u> の対象取引となります。 まず、 <u>下請法</u> では、 <u>下請取引の公正化および下請事業者の利益保護のため、親事業者に4つの義務(書面の交付義務、支払期日を定める義務、書類の作成・保存義務、遅延利息の支払義務)</u> を課して、 <u>下請契約を明確化</u> しています。また、 <u>親事業者</u> には、 <u>典型的に優越的地位の濫用になりやすい11項目(受領拒否、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、不当な返品、買ったときなど)</u> を禁止行為	なお、優越的地位濫用の禁止とは、取引関係上優越的な地位にある事業者が取引相手に対して不当な要求を迫ることが問題にされていますが、これが <u>下請けの取引</u> (建設業を除く)にかかわる場合には、 <u>取適法(旧下請法)</u> 。正式名称を「 <u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u> 」といいます)が適用されることになります。 <u>取適法</u> の対象となる取引は、事業者の資本金規模と取引の内容で定義され、例えば物品の製造委託で、資本金3億円超の企業(<u>委託事業者</u>)が、資本金3億円以下の企業(<u>中小受託事業者</u>)に委託した場合などが、 <u>取適法</u> の対象取引となります。 まず、 <u>取適法</u> では、取引の公正化および <u>中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者に4つの義務(発注内容等の明示義務、支払期日を定める義務、書類の作成・保存義務、遅延利息の支払義務)</u> を課して、 <u>契約を明確化</u> しています。また、 <u>委託事業者</u> には、 <u>典型的に優越的地位の濫用になりや</u>

該当箇所	改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
	としてきめ細かく規定しています。	すい11項目(受領拒否、代金の支払遅延、代金の減額、不当な返品、買ったたきなど)を禁止行為としてきめ細かく規定しています。
p.151 20行目	その他、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対し、必要な限度で個人情報に関する報告を徴収することができ(146条1項)、これに対して求められた報告をせず、あるいは虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金が科されます(182条1項1号。両罰規定について1条1項2号)。	その他、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対し、必要な限度で個人情報に関する報告を徴収することができ(146条1項)、これに対して求められた報告をせず、あるいは虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金が科されます(182条1項1号。両罰規定について184条1項2号)。
p.228 タイトル	<u>プロバイダ責任制限法</u>	<u>情報流通プラットフォーム対処法(旧プロバイダ責任制限法)</u>
p.228 キャプション1	<u>プロバイダ責任制限法</u> の趣旨と目的	<u>情報流通プラットフォーム対処法</u> の趣旨と目的
p.228 7行目	そこで、「 <u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)</u> 」は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プロバイダ、サーバの管理・運営者等)の損害賠償責任の制限および個人の発信者情報の開示を請求する権利について定めています。	そこで、「 <u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(情報流通プラットフォーム対処法)</u> 」は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プロバイダ、サーバの管理・運営者等)の損害賠償責任の制限、発信者情報の開示を請求する権利および大規模なプラットフォーム事業者等の義務について定めています。
p.228 12行目	<u>なお、2021年4月21日にプロバイダ責任制限法の改正法が成立し、1年6か月以内に施行が予定されています。</u>	削除
p.228 16行目	プロバイダ等は、以下の、①または②の場合でなければ、他人(被害者)からの要求に応じた削除を行わなくても、被害者に対して賠償責任を負わないものとしています(<u>プロバイダ責任制限法3条1項</u>)。	プロバイダ等は、以下の、①または②の場合でなければ、他人(被害者)からの要求に応じた削除を行わなくても、被害者に対して賠償責任を負わないものとしています(<u>情報流通プラットフォーム対処法3条1項(旧プロバイダ責任制限法3条1項)</u>)。

また、2025年6月1日に施行された刑法に基づき、本文中以下の記載について読み替えを行ってください。

改訂前(下線部分)	改訂後(下線部分)
<u>懲役</u>	<u>拘禁刑</u>
<u>懲役か禁錮</u>	<u>拘禁刑</u>
<u>懲役、禁錮</u>	<u>拘禁刑</u>
<u>懲役もしくは禁錮</u>	<u>拘禁刑</u>

以上